

令02原機（科保）050
令和2年7月31日

原子力規制委員会 殿

茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
理事長 児玉 敏雄

原子力科学研究所原子炉施設保安規定の変更認可申請の取下げ願

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第37条第1項の規定に基づき、令和元年9月26日付け令01原機（科保）029をもって申請した国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所原子炉施設保安規定の変更認可申請について、下記の理由により取り下げることといたします。

記

取り下げる理由

令和元年9月26日付け令01原機（科保）029をもって申請した原子力科学研究所原子炉施設保安規定の変更認可申請について、廃棄物処理場の運用状況を考慮し、分割して申請することとしたため。

以上